忠岡町保育士応援給付金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、民間事業者が運営する特定・教育保育施設(以下「民間施設」という。)における保育士等の確保及び離職防止を図り、もって教育・保育を必要とする児童に対し、質の高い教育・保育を安定的に提供し、児童福祉・幼児教育の増進を図ることを目的に、町内の民間施設に新たに勤務する保育士、保育教諭(以下「保育士等」という。)に対し、予算の定める範囲内において、忠岡町保育士応援給付金(以下「給付金」という。)を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「特定教育・保育施設」とは、子ども・子育て支援法 (平成24年法律第65号)第34条第1項第1号及び第3号並びに第46 条の規定に基づいて運営されている特定教育・保育施設及び特定地域型保育 事業をいう。

(給付金の交付对象者)

- 第3条 この要綱に基づく給付金の交付対象者は、次の各号に掲げる要件を全て 満たしている者とする。
 - (1) 令和5年12月1日から12月31日迄の間に町内の民間施設と直接雇用関係がなかった者で、令和6年1月1日以降に町内の民間施設で新たに勤務を開始し、保育業務に従事するもの(ただし、施設長、主任保育士(当該民間施設が国の定める特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等(平成27年3月31日内閣府告示第49号)に規定する「主任保育士専任加算」を受けている場合に限る。)又はこれに類する管理職業務に従事している者は除く。)
 - (2) 1箇月につき120時間以上の勤務を要する者として雇用されており、 当該特定教育・保育施設を適用事業所とする社会保険の被保険者である者
 - (3) 町内の民間施設で新たに勤務を開始した日(以下「勤務開始日」という。)から引き続き6箇月以上勤務する者

(給付金の額等)

- 第4条 交付決定保育士等に給付する額は、次の各号に定める額とする。
 - (1) 交付決定保育士等に対して給付される総額は250,000円以内とする。
- (2) 勤務開始日以後2年以内の期間において、交付決定保育士等に給付する額は次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とし、それぞれ1回を限度とする。

区分	金額
勤務開始日以後引き続き 6箇月間勤務	30,000円
勤務開始日以後引き続き12箇月間勤務	50,000円
勤務開始日以後引き続き18箇月間勤務	70,000円
勤務開始日以後引き続き24箇月間勤務	100,000円

(給付金の交付)

- 第5条 給付金の交付を受けようとする者は、前条に規定する区分の勤務を終えた後速やかに、忠岡町保育士応援給付金交付申請書兼請求書(様式第1号) により申請及び請求を行うものとする。
- 2 前項の申請書兼請求書には、次に掲げる書類を添付するものとする。
- (1) 保育士登録証若しくは幼稚園教諭免許状又はその両方の写し
- (2) 在職証明書(1日当たりの勤務時間及び1箇月当たりの勤務日数を記載したもの)
- (3) その他町長が必要と認める書類
- 3 給付金の交付は、第1項の申請において指定された金融機関口座への振込に より行うものとする。

(給付金の交付決定)

- 第6条 町長は、前条の規定による給付金の交付の申請があったときは、当該申請の内容を審査し、給付金の交付の決定をしたときは、忠岡町保育士応援給付金交付決定通知書(様式第2号)により、通知するものとする。
- 2 町長は、前項の審査の結果、給付金を交付することが不適当であると認めた ときは、理由を付して、忠岡町保育士応援給付金不交付決定通知書(様式第3 号)により、通知するものとする。

(交付決定の取消等)

- 第7条 町長は、交付決定保育士等が次の各号のいずれかに該当する場合は、給付金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
 - (1) 第3条に規定する要件に該当しなくなった場合
 - (2) 虚偽その他の不正の手段により給付金の交付の決定を受けた場合

(3)前2号に掲げるもののほか、交付決定後において、給付金の交付を行うことが不適当であると町長が認めた場合

(交付決定の取消の通知)

第8条 前条の規定により給付金の交付決定を取り消そうとするときは、理由 を付して忠岡町保育士応援給付金交付決定取消通知書(様式第4号)により、 通知するものとする。

(給付金の返還)

- 第9条 町長は、前条の規定により給付金の交付の決定を取り消した場合において、交付決定保育士等に対し、既に給付金が交付されているときは、忠岡町保育士応援給付金返還通知書(様式第5号)により、その期限を定めて給付金の返還を求めるものとする。
- 2 前項の通知があったときは、当該交付決定保育士等は正当な理由がない限り返還額を町長が指定する期日までに、返還しなければならない。

(その他)

第10条 この要網に定めるもののほか、給付金の交付に関し、必要な事項は町 長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年1月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和7年12月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱 失効前に町内の民間施設で新たに勤務を開始した者で、第3条の規定による給 付金の交付対象者に係る給付措置については、この要綱は、同日後もなおその効 力を有する。